

浜松市要約筆記者養成講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要約筆記技術を習得し身体障害者の福祉に理解と熱意を有する要約筆記者の養成講座を実施することに関し必要な事項を定め、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(受講の対象)

第2条 養成講座受講の対象となる者(以下「対象者」という。)は、浜松市に居住する者、又は浜松市内に勤務する者とする。

(講座開催の広報)

第3条 市長は、養成講座の開催について広報誌により公募する。

(受講の申込み)

第4条 要約筆記者養成講座を受講しようとする者(以下「利用という。’)は、市長に対し申込みをする。

(受講の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合には、可否を回答する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。